都型放課後等デイサービス事業
～コア職員～

【実施要綱】第７条　管理者、児童発達支援管理責任者に加えて以下のいずれかの条件を満たすコア職員を配置すること
(1)保育士又は児童指導員の資格を有し、資格取得後、児童福祉事業に５年以上の実務経験があること
(2)その他コア職員にふさわしいと都が認める者
２　コア職員に係るその他の条件については別途定める。→実施要領４(1)~(5)

【実施要領】４(1)常勤職員等であること
４(2)報酬基準の従事者の員数の算定外であること
４(3)専門的支援加算の対象者でないこと
４(4)児童指導員等加配加算の対象者でないこと
４(5)児童指導員等加配加算を取得していること

【実施要綱第7条(1)のイメージ】

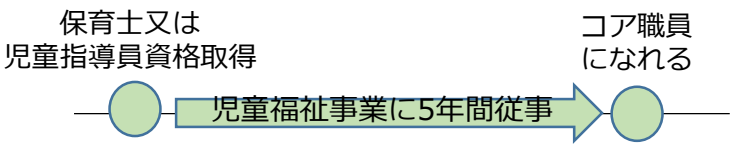

【実施要領第4(1)~(5)のイメージ】

（重心外）定員10名の場合　→　最低５人の職員が必要

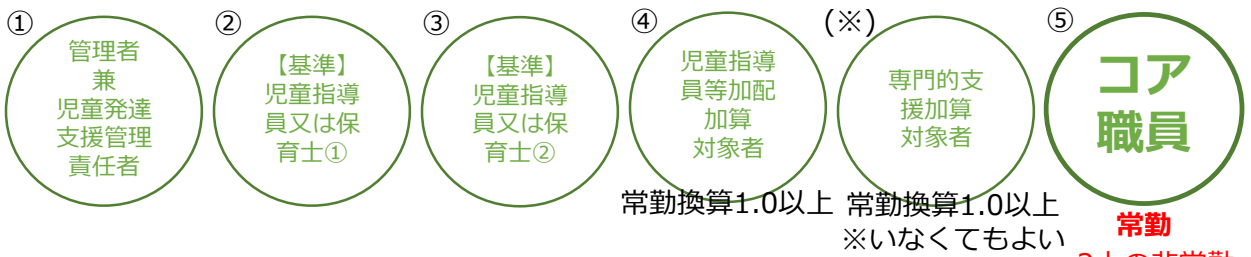

・2人の非常勤職員を組み合わせて、事業所における常勤職員が勤務すべき時間数を満たす場合は、常勤職員が配置されているものとして取り扱う
・雇用形態は問わない

【対象経費に含むことができる人件費】

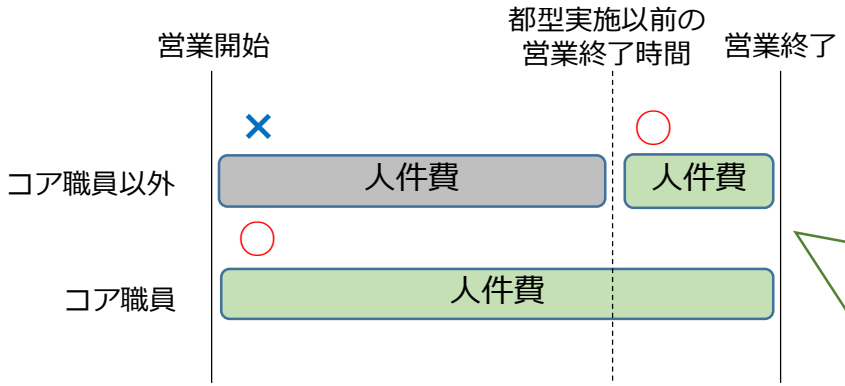

対象となる人件費は次の①及び②
①コア職員の人件費（左図下段）
②都型実施により増額となるコア職員以外の職員の人件費（＝かかり増し経費）（左図上段）

※コア職員の条件を満たす職員をすでに配置している場合、コア職員となる方を新たに雇用する必要はありません。

「東京都障害者サービス情報」掲載の質問回答を併せて御確認ください。
(https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=108-006)